日影規制の倍率表(宝塚市)

緯度(北緯): 35°00′ ※ 宝塚市の場合、日影の検討における緯度は兵庫県

建築基準条例により35°00′と定められていますが、

冬至日赤緯: 23°27′ 実際の緯度とは異なりますのでご注意ください。

時 刻(真太陽時)		方位角(゜)	影倍率	
8:00	16:00	53. 44	6. 71	
8:30	15:30	48. 39	4. 25	
9:00	15:00	42. 90	3. 14	
9:30	14:30	36. 91	2. 53	
10:00	14:00	30. 40	2. 14	
10:30	13:30	23. 38	1. 90	
11:00	13:00	15. 89	1. 74	
11:30	12:30	8. 04	1. 66	
	12:00	0. 00	1. 63	

対象区域と規制時間 (兵庫県建築基準条例の改正により平成16年5月17日から施行)

対象区域		規制時間		
用途 地域	法第52条第1項各号に 掲げる建築物の容積率が 定められた区域	規制される範囲		平均地盤面 からの高さ
		敷地境界線からの水平距離:L		
		5m <l≦10m< td=""><td>10m<l< td=""><td></td></l<></td></l≦10m<>	10m <l< td=""><td></td></l<>	
第1種低層住居専用地域 又は第2種低層住居専用地域	50%, 60%, 80%	3時間以上	2時間以上	
	100%	4時間以上	2. 5時間以上	1. 5m
	150%、200%	5時間以上	3時間以上	
第1種中高層住居専用地域 又は第2種中高層住居専用地域	100%、150%	3時間以上	2時間以上	
	200%	4時間以上	2. 5時間以上	
	300%	5時間以上	3時間以上	
第1種住居地域、第2種住居地域 又は準住居地域	100%, 150%, 200%	4時間以上	2. 5時間以上	4m
	300%	5時間以上	3時間以上	
近隣商業地域	100%、150%、 200%	5時間以上	3時間以上	_
用途地域の指定のない区域 (※1)	50%、80%、 100%、200%	4時間以上	2. 5時間以上	

^{※1} 用途地域の指定のない区域において制限を受ける建築物は、高さが10mを超える建築物とする。